

議案第20号

大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する 条例等の一部を改正する条例案

(大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例(平成24年大阪市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、高等学校及び特別支援学校」を「及び高等学校」に改める。

(大阪市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例(昭和43年大阪市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、特別支援学校」を削る。

(大阪市教育行政基本条例の一部改正)

第3条 大阪市教育行政基本条例(平成24年大阪市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び第82条」を削り、「第49条、」を「第49条及び」に改める。

(大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第4条 大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例(平成25年大阪市条例第93号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、中学校及び特別支援学校」を「及び中学校」に改め、「及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。)第3条」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第2条第1項中「及び特別支援学校給食法第2条」を削る。

第3条第1項中「受ける幼児、」を「受ける」に、「保護者等」を「保護者」に改め、「幼児、児童又は未成年の生徒にあっては」及び「、成年に達した生徒にあっては

その者の就学に要する経費を負担する者」を削り、同条第2項中「保護者等が」を「保護者が」に改め、「され、又は特別支援学校給食法第5条第2項において同項に規定する保護者等の負担と」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

特別支援学校を大阪府へ移管することに伴い、規定を整備するため、大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例ほか3条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（抄）

(定 義)

第2条 省 略

2 この条例において「教職員」とは、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」とい

及び

う。）に勤務する校長（園長を含む。以下同じ。）、教員その他の者をいう。

大阪市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例（抄）

（目 的）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、大阪市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の非常勤の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（法第2条に規定する災害をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

大阪市教育行政基本条例（抄）

（施策の推進）

第8条 教育委員会は、保護者等の意向を斟酌しつつ、子どもにとって将来にわたって必要となる力をはぐくんでいくため、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第1項、第2項、第10項及び第11項、第37条第1項、第2項及び第18項（同法第49条及び第82条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第37条第19項（同法第49条、第62条及び第82条において準用する場合を含む。）、第60条第1

及び

項、第2項及び第5項並びに第129条第1項の規定に基づき学校（幼稚園を含む。）に置かれる職員をいう。）の能力、適性等の向上を図るための研修その他の必要な施策の充実を図らなければならない。

2 - 3 省 略

大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（抄）

（趣 旨）

第1条 この条例は、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律及び

第160号。以下「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

及び

（学校給食の実施）

第2条 本市は、本市が設置する学校（教育委員会規則で定めるものを除く。）において、学校給食（法第3条第1項及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 省 略

（学校給食費の徴収）

第3条 市長は、学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒

にあっては学校教育法第16条に規定する保護者、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）から、学校給食に要する経費のうち保護者等が負担すべき経費の範囲内で市規則で定める額を徴収する。

き経費の範囲内で市規則で定める額を徴収する。

2 前項において「保護者等が負担すべき経費」とは、法第11条第2項において学校教育法第16条に規定する保護者の負担とされ、又は特別支援学校給食法第5条第2項において同項に規定する保護者等の負担とされているものをいう。